

令和4年3月22日（火）
国土交通省関東地方整備局
企画部・港湾空港部

記者発表資料

令和4年度 工事事務防止「重点的安全対策」
～工事安全対策の向上に向けた具体的な安全対策の策定～

関東地方整備局では、平成13年度より「重点的安全対策」を定め、工事事務の防止に努めているところです。

管内における令和3年度2月末現在の工事事務は45件発生し、死亡事故や社会的に甚大な影響を及ぼすような工事事務は発生していないものの、昨年度全体の事故発生件数と比較して同数となっている状況です。

発生形態としては、労働災害が減少傾向である一方で、公衆損害は増加傾向にあり、特に「架空線・標識等損傷」に関する事故が多発しております。

建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や、作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足していること等を要因とした事故が多発しているため、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要となります。

このような状況を踏まえ、工事安全対策のより一層の徹底を図るため、別添のとおり「令和4年度重点的安全対策」を定め、管内関係事務所に通知すると共に、関係業団体に会員各社への周知を依頼し、工事安全対策の向上に努めることとしました。

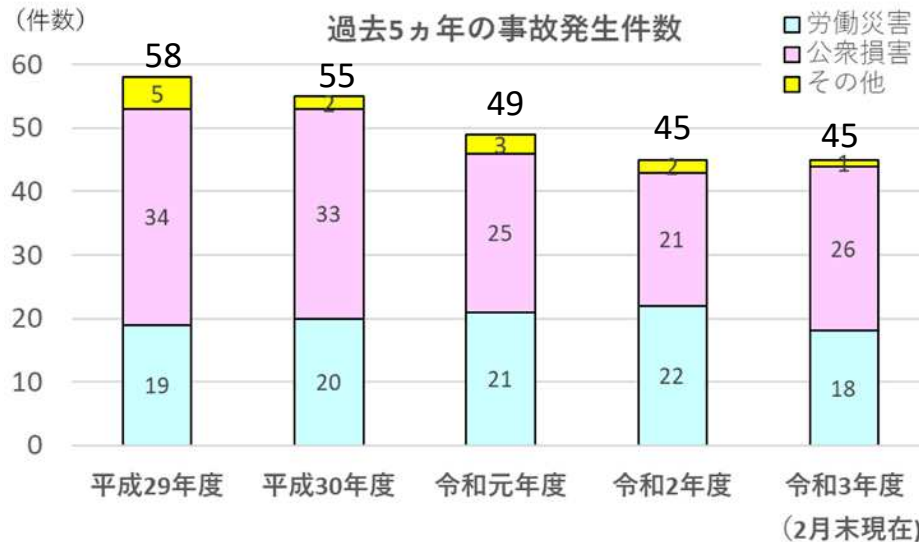
発表記者クラブ
竹芝記者クラブ
神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ
埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省 関東地方整備局 企画部
技術調査課 建設専門官 川路 隆之 かわじ たかゆき
電話 048-600-1332
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室 室長 工藤 浩 くどう ひろし
電話 045-211-7419

関東地方整備局令和4年度重点的安全対策（概要版）

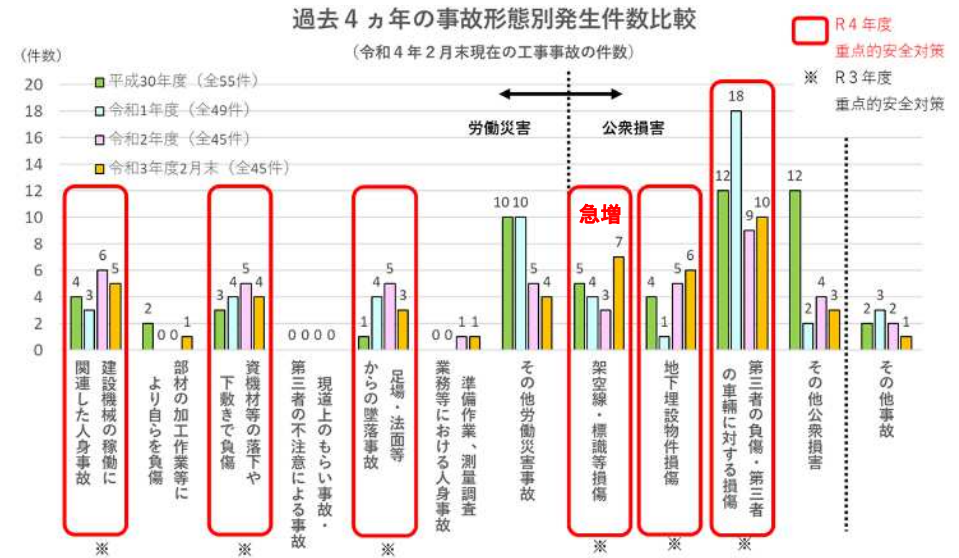
1. 過去5カ年事故発生件数推移

近年の事故発生件数は横ばいの状況であるが、令和3年度は若干増加傾向（公衆損害は増加、労働災害は減少傾向）です。



2. 過去4カ年事故発生形態別発生件数比較

令和3年度は、公衆損害の発生割合が多く、特に**架空線・標識等損傷に関する事故が急増**しています。



3. 令和4年度重点的安全対策事故発生形態

令和3年度に**事故が多発している発生形態を重点的安全対策事故発生形態**とします。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R3発生割合16% 7件/45件)

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R3発生割合11% 5件/45件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R3発生割合 9% 4件/45件)

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R3発生割合 7% 3件/45件)

V. 地下埋設物の損傷事故防止

(R3発生割合13% 6件/45件)

VI. 第三者の負傷、第三者車輛等に対する損害

(R3発生割合22% 10件/45件)

4. トピックス

架空線・標識等損傷事故により、電力施設や通信施設に損傷が発生させると**第三者への影響が非常に大きい**ため、ご注意願います。

令和3年度は、**建設機械・バックホウのアームやダンプの荷台を下げ忘れたことが原因**で架空線を損傷した事故が多発しています。

架空線等を損傷した場合は、近隣住居・社屋等の**民間利用に大きな支障**が生じます。チェックリスト等を利用し、工事事故防止に努めて下さい。

また、オペレータ等工事関係者に対し、工事現場の架空線等上空施設の種類、位置（場所・高さ等）及び留意事項を周知するとともに、アームや荷台を上げたまま移動・走行しないよう徹底して下さい。



バックホウのアームを上げたまま走行したことにより架空線を損傷した事故の写真

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。		／／
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。		／／
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		／／
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置 ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置		／／

※チェックリストは関東地整HPに掲載しております。
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

関東地方整備局令和4年度重点的安全対策（概要版）

重点的安全対策として実施すべき主要内容

令和3年度(2月末現在)は、死亡事故は発生していないものの、事故件数は2月末現在で昨年度全体の発生件数と比較して同数となっている状況である。
重点的安全対策として定めている架空線等上空施設の損傷事故防止として建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。
よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底など安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

令和3年度(2月末現在)は、死亡事故は発生していないものの、事故件数は2月末現在で昨年度全体の発生件数と比較して同数となっている状況である。
重点的安全対策として定めている架空線等上空施設の損傷事故防止として建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。
よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底など安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

令和3年度(2月末現在)は、死亡事故は発生していないものの、事故件数は2月末現在で昨年度全体の発生件数と比較して同数となっている状況である。
重点的安全対策として定めている架空線等上空施設の損傷事故防止として建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。
よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底など安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

- ## I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- ## II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

- ### Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

- #### IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

- ## V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

- ## VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

- ## VII. 事故防止



架空線位置の明示

注意喚起看板の設置

確認項目	確認者	確認年月
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		✓ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		✓ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		✓ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		✓ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試験の立会を求めたか。		✓ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のともに試験を行ったか。		✓ /
7. 試験の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		✓ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		✓ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		✓ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		✓ /

確認項目	確認者	確認年月
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		✓ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		✓ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		✓ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		✓ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試験の立会を求めたか。		✓ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のともに試験を行ったか。		✓ /
7. 試験の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		✓ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		✓ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		✓ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		✓ /

〇〇作業における作業手帳調査		調査票	
作業名		施工会社名	
工法等		工事名	
作業場所		所在地番	
作業方法		設計年月日	
作業時間			
担当技術者（職种）			
担当工程・職种			
設計技術者・確認者			
関係者氏名			
関係一級建築士又は建築士関係不満足			
関係二級建築士関係不満足（年々）	（年 月 日）		
関係一級建築士又は建築士関係不満足			

関係一級建築士又は二級建築士は建築士登録簿に掲載した、姓名を記入して作業履歴調査する。

〇〇作業における作業手続書		確認欄		
作業名		施工会社名		
工法等		工事名		
作業場所		所在地番名称		
作業方法		訂立年月日		
作成者				
確認者(監査) 職种				
確認者(監査) 職种				
訂立(改訂) 年度				
備考等				
作業手続書の訂立(改訂)は年度・改訂箇所・職种・姓名を記入して作業実施要領とする。				

・「Ⅶ.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

※詳細は本編をご参照願います。

令和4年度 重点的安全対策 （令和4年3月策定）

（令和4年度新規・変更：〰〰〰）

工事事故を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

令和3年度（2月末現在）は、死亡事故は発生していないものの、事故件数は2月末現在で昨年度全体の発生件数と比較して同数となっている状況である。重点的安全対策として定めている架空線等上空施設の損傷事故防止として建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

なお、「Ⅶ.事故防止の重点的安全対策として実施するべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

Ⅰ. 架空線等上空施設の損傷事故防止

工事関係作業に起因した「架空線等上空施設の損傷事故」については、これまでも重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、引き続き発生している状況である。

重点的安全対策として実施するべき内容

①【事前確認及び周知・指導の徹底】

架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（場所・高さ等）、管理者を確認するとともに、オペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項について、指導を徹底する。また、準備作業時、予定外作業時及び土砂仮置き場等の工事現場から離れた場所までの運搬作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する。

②【目印表示等の設置】

架空線に注意が向くよう目印表示等を設置するとともに、必要に応じ、防護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、工事関係者に対して注意喚起を徹底する。

③【適切な誘導】

架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導を徹底する。

④【アーム・荷台等は下げて移動】

架空線等付近にてバックハウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームや荷台・ブームを下げる（格納を含む）よう指導を徹底する。

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

「建設機械の稼働に関連した人身事故」については、これまでも重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、令和3年度も引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策として実施すべき内容

①【適切な施工機械の選定及び使用】

建設機械作業にあたっては、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定する。また、建設機械の能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用の禁止を徹底する。特に、移動式クレーンにおいては、機体は水平に設置し、アウトリガーの適正な使用を徹底する。

また、オペレーターに対して、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法等について、十分な教育を行い、適切な作業を実施することを徹底する。

②【誘導員の配置】

路肩・法肩等危険な場所での建設機械作業や人と建設機械との共同作業となる場合には、誘導員を適正に配置するとともに、誘導方法・合図等を確認し、オペレーターと誘導員が連携して人（作業員等）に対する安全を確保した上で建設機械を誘導し、作業を実施することを徹底する。

③【作業員に対する作業方法の周知】

建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知・徹底する。また、建設機械のオペレーターに対して、操作手順及び運転時の注意事項等に関する十分な教育指導を行い、人材の育成・確保に努める。

※ここでいう建設機械とは、人力で持ち運び、作業を行うような建設機械や工具等は除くものとする。

Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

「資機材等の下敷きによる人身事故」については、令和3年度も引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策として実施すべき内容

- ①【危険性の調査等(リスクアセスメント)の実施と安全管理活動の徹底】
現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。また、その施工計画の安全管理活動として、安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の実施を徹底する。
- ②【現場条件に応じた措置の実施】
施工中における現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努めること。事前調査困難な場合は、物体の飛来落下等のおそれがあると想定した対策を検討すること。
- ③【飛来落下等の防止対策の徹底】
 - ・物体の飛来落下等により危険が生じることが想定される場合は、防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
 - ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
 - ・特にクレーン作業の場合においては、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で危険な場所への人の立入りの禁止について徹底する。また、立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等への周知を徹底する。
 - ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。作業床の開口部等では、幅木等により、落下を防止する措置を講じること。

Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止

「足場・法面等からの墜落事故」については、令和3年度も引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策として実施すべき内容

①【作業方法及び順序の周知】

足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して「墜落制止用器具（安全帯）」の着用など、作業方法や作業手順を周知徹底する。また、作業手順書等においては現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること。

②【墜落防止設備の設置、使用】

足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守により、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。

③【安全通路の設定、周知徹底】

墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示する。

④【「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守】

「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第539条（H28.1.1施行）を遵守する。

V. 地下埋設物の損傷事故防止

工事関係作業に起因した「地下埋設物の損傷事故」については、令和3年度も引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策として実施すべき内容

①【事前調査、試掘の実施】

当該工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち図面等の照会を必ず行うこと。なお、作業に支障が生じる地下埋設物の存在が予想される箇所は立会依頼を必ず行うこと。また、試掘等により地下埋設物の確認を目視で行うと共に、試掘にあたり、必要に応じて探査機等による非破壊探査を併用することも検討する。埋設物付近の掘削作業は人力による先掘を実施するなど、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。

②【目印表示、作業員への周知】

工事関係者に埋設物位置を周知するため、目印表示等による埋設位置の明示を行い、作業員への周知を徹底する。

③【監視員の配置】

埋設物近接箇所において、バックホウ等の建設機械による掘削作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置する。

Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

工事関係作業に起因した「第三者の負傷・第三者車両等に対する損害」については、引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策として実施すべき内容

①【適切な交通誘導】

- ・ 工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置する。
- ・ 事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。
- ・ 一般公道へはあらかじめ定められた場所、方法によって出入りする

②【交通関係法令の遵守】

- ・ 現道を走行する車両は、交通関係法令（道路交通法，道路運送車両法，道路法）に適合したものであること。また、工事・業務関係車両運転手は交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

VII. 事故防止

令和3年度に発生した事故の要因及び発生状況を鑑み、基本的な安全対策を講じ、工事事務防止に努めることとする。

重点的安全対策として実施すべき内容

①【基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施】

作業の基本となる手順を遵守させるとともに、次の事例について確実に実施するとともに、工事関係者に対して指導すること。

(遵守事例)

I 架空線等上空施設の損傷事故防止

- 1 建設機械のアームをあげたまま移動しないこと。また、建設機械のオペレータ等に対し、留意事項について周知徹底すること。
- 2 ダンプの荷台をあげたまま移動しないこと。また、ダンプトラックの運転手に対し、留意事項について周知徹底すること。
- 3 重機旋回時に周囲の確認を行うこと。また、建設機械のオペレータ等に対し、留意事項について周知徹底すること。
- 4 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。
- 5 誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）
- 6 建設機械のアームやダンプの荷台を下げた状態の確認方法を作業計画書に明記し周知徹底すること。

II 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- 1 誘導員なしに建設機械等を後退させないこと。
- 2 作業員と建設機械の共同作業の時に誘導員を配置するとともに、作業員に対する危険が及ばなくなってから建設機械を誘導すること。また、誘導員及び作業員には合図・誘導の方法の他、運転者の視認性に関する死角についても周知を図ること。
- 3 誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）
- 4 建設機械の使用について、取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底すること。

Ⅲ 資機材等の下敷きによる人身事故防止

- 1 誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）

Ⅳ 足場・法面等からの墜落事故防止

- 1 墜落制止用器具（安全帯）の使用については、取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底すること。

Ⅴ 地下埋設物の損傷事故防止

- 1 当該工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち図面等の照会を必ず行うこと。
- 2 目印表示等による埋設位置の明示を行い、作業員へ周知すること。
- 3 誘導員※の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）

※バックホウ刃先監視員等

Ⅵ 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

- 1 現道を走行する建設機械および車両は、交通関係法令（道路交通法，道路運送車両法，道路法）を遵守すること。
- 2 工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、交通誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。（予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。）

特に片側交互規制において第三者車両等を誘導する場合は、車両通過の確認方法や交通誘導員の合図・誘導方法を明確に定めること。

②【安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討】

- ・新たに生じた状況等により当初の施工計画書に記載した内容に変更・追加（簡易な作業を含む）が生じた場合は、全体状況を十分勘案してすみやかに計画書の変更や安全施工に関する検討を行い適切な指示を行うなど、工事事故防止に努めること。
- ・建設機械等や荷役運搬機械の稼働に際しては、転倒・転落の危険性を考慮した作業計画を検討し、必要な措置を講じることが徹底すること。

③【作業員に対する安全教育】

- ・ 経験の少ない若手や経験を重ねて慣れが生じている技術者・作業員の指導を徹底すること。
- ・ 建設機械等や荷役運搬機械の旋回時、後進時の安全確認を適切に実施するように指導すること。
- ・ 作業員各々に思い込みによる各種事故を回避するため行動前の目視確認及びリスクアセスメントを指導すると共に、一人作業を極力しないよう指導すること。
- ・ 機械、工具、仮設資材等の適切な取扱いについて取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底し、用途外で使しないよう指導を徹底すること。
- ・ 建設機械等や荷役運搬機械の稼働に際し、転倒・転落の危険性を作業員に周知し、適切な作業の実施を徹底するよう指導すること。

④【適正な工程管理】

作業時間の制約によるあせりに起因する事故の防止に努めること。

⑤【交通安全管理】

- ・ 作業員の運転する自動車等の交通安全に対し、十分に注意をうながし事故等の防止に努めること。
- ・ 工事・業務関係車両運転手は交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

《発注者及び受注者の実施事項》

【発注者の実施事項】

- ① 工事受注者に対する重点的安全対策の周知
適宜、次の段階等において重点的安全対策項目についての内容説明・注意喚起を行う。
 - 1) 既発注工事の受注者に説明（令和4年4月初旬）
 - 2) 施工計画書受理時における説明
 - 3) 工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明
 - 4) 工事安全協議会における説明
- ② 工事事務防止強化月間
工事契約数及び稼働現場数が多い11月を「工事事務防止強化月間」とする。
主な実施内容
 - 1) 工事受注者を対象とした安全協議会の開催
 - 2) 管内工事現場のパトロール・点検
 - 3) PR活動等
- ③ 工事事務に対する受注者への措置
「令和4年度重点的安全対策」のうち「Ⅶ.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」においては、下請が単独で起こした事故であっても当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。
- ④ 工事事務に対する下請への措置
工事事務を発生させた場合において、下請が独自の判断で行った作業、行動などにおいての事故で、下請に責があることが明らかである場合には、下請に対しても厳しい措置を行うこととする。
- ⑤ 管理施設損害事故に対する措置
工事の施工に伴い管理施設に損害を与えた事故については、公衆損害事故に準じて、受注者に対して厳しい措置を行うこととする。
- ⑥ 工事事務防止に対する適切な費用の計上
工事事務防止のため、安全管理に関する担い手育成・確保ができるよう適正な予定価格の設定を行うとともに、除草作業における飛び石防護費用や地下埋設物の試掘や防護費用など、現場条件に応じた適正な費用を計上する。
- ⑦ 建設コンサルタント業務等受注者に対する周知
業務内容により、重点的安全対策項目に係わる作業が生じる場合は、受注者に対して、本対策について周知する。
- ⑧ 工事実施に必要となる関係機関協議等の適切な実施
発注者として工事実施に必要となる関係機関協議等を適切に実施し、安全対策において必要と考えられる協議内容等を受注者へ確実に伝達し、適正な工事施工を確保する。

【受注者の実施事項】

- ① 重点的安全対策に対する施工計画への記載と対策の周知
施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、ミーティング時等に受注者からオペレーター・作業員への直接指導等を徹底する。
- ② 適切な人員の配置
施工にあたっては、現地条件等を十分把握した上で、工事内容に応じた適切な人員を配置する。
- ③ 工事関係者に対する周知
資機材搬入業者に対しても、その都度、受注者から周知する。
- ④ 連続事故発生時の対応
同一会社で事故を連続して発生させている受注者は、社内の安全管理体制を見直し、安全な施工が実施できる環境を整える。
- ⑤ 作業員に対する安全教育
工事事務防止のため、安全教育を強化徹底し、技術者・作業員の育成・確保に努めるものとする。